

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（石浜ふれあい館昇降機ワイヤーロープ他 主要部品交換修繕）	No.5200536
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年7月18日	
契約金額	2,667,500円（消費税込み）	

契約相手方	日本エレベーター製造株式会社 (法人番号：8120001059660)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約（石浜ふれあい館昇降機ワイヤーロープ他主要部品交換修繕）
指定業者 （案）	名 称 日本エレベーター製造株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町一丁目１０番３号 代表者 代表取締役社長 千足 邦男
指定理由	本件は、石浜ふれあい館の昇降機設備の内、主要な部品であるかご吊上げワイヤーロープ等について、経年劣化に伴う交換修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ①上記業者は、対象設備の製造業者であり、両施設で保守点検業務も担っているため、設備構造や保全条件、設備状態等を最も熟知しており、安全かつ効率的な作業が可能である。 ②製造及び保守管理を行う業者と修理等を行う業者が異なることにより、責任の所在があいまいになる恐れがあるため、上記業者が行うことで責任を持って対応させることができる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）